

日岡山公園の管理運営に関する基本協定書

加古川市（以下「甲」という。）は、●●●（以下「乙」という。）と令和●年●月●日付で締結された日岡山公園再整備賑わい拠点創出・管理運営事業実施協定（以下「実施協定」という。）に基づき、日岡山公園の管理運営に関する業務（以下「指定管理業務」という。）について、次のとおり協定（以下「指定管理基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 指定管理基本協定は、乙が行う日岡山公園の指定管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。なお、指定管理基本協定に別段の定めがある場合を除き、指定管理基本協定において用いる用語の定義は、実施協定に規定されるとおりとする。

（管理の対象となる公の施設）

第2条 乙が管理する公の施設（以下「日岡山公園」という。）は別紙1に示す区域に存在する施設であり、施設の細目は別紙2のとおりとする。

（指定期間）

第3条 指定管理基本協定による指定期間は、令和9年4月1日から令和19年3月31日までとする。ただし、日岡山公園再整備賑わい拠点創出・管理運営事業における認定計画提出者が公募対象公園施設の設置許可を更新した場合に限り、乙が同期間、指定管理業務を行うことについて、甲は非公募で審査し、議会の議決を経て、引き続き指定管理者の指定を行うことを予定する。

（指定管理業務の内容）

第4条 甲は、加古川市都市公園条例（昭和34年条例第7号。以降の改正を含み、以下「条例」という。）第6条の5の規定に基づき、次に掲げる指定管理業務を乙に行わせる。

- （1）日岡山公園における条例第3条第1項又は第3項の許可に関する業務
- （2）日岡山公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- （3）その他日岡山公園の管理上市長が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目及び内容は、別紙3、公募設置等指針等及び公募設置等計画等のとおりとする。ただし、甲又は乙は、必要と認めるときは、相手方に対する書面による通知をもって、業務内容の変更について協議を申し入れることができ、甲又は乙は、相手方からかかる申し入れがあったときは、協議に応じなければならない。

- 3 実施協定、指定管理基本協定、別途事業年度毎に締結する年度協定（以下「年度協定」という。）、公募設置等指針等、公募設置等計画等及び年度事業計画書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、実施協定、指定管理基本協定、年度協定、公募設置等指針等、公募設置等計画等、年度事業計画書の順にその解釈が優先されるものとする。ただし、公募設置等計画等又は年度事業計画書の内容が公募設置等指針等に定める水準を超える場合には、その限りにおいて公募設置等計画等又は年度事業計画書が優先する。

（年度事業計画書）

第5条 乙は、指定期間中（指定期間の最終年度を除く）、各年度の9月末日までに、当該年度の翌年度に係る年度事業計画書を甲と協議のうえ作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、年度事業計画書に基づき、計画的に指定管理業務を行わなければならない。

（利用料金）

第6条 日岡山公園の利用料金は乙が収受する。

- 2 利用料金の額は、条例別表第2(3)に規定する額の範囲内で、乙が市長の承認を得て定める額とする。

（指定管理料）

第7条 甲は、指定管理業務の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。

- 2 甲が乙に対して支払う指定期間中の指定管理料の上限は●●円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）とし、各年度の指定管理料は、甲の予算の範囲内で、年度協定で定めるものとする。
- 3 指定期間中に指定管理業務の変更や人件費・光熱費などの著しい物価水準の変動等により、年度協定に定めた指定管理料が不相当となったときは、甲と乙で協議の上、指定管理料を変更することができるものとする。

（事業報告書及び月次報告書の提出等）

第8条 乙は、加古川市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第26号）第8条の規定に基づき、毎年度終了後60日以内に事業報告書を市長に提出しなければならない。

- 2 乙は、指定期間中（指定期間の最終月を除く）毎月15日までに前月の月次報告書を作成し、甲に提出するものとする。
- 3 前二項の事業報告書及び月次報告書に記載する事項は、業務仕様書のとおりとする。

4 甲は、前三項に定める月次報告書及び事業報告書の提出を受け、乙の管理業務の水準を確認するため、指定管理者制度導入施設に対するモニタリング等実施マニュアルに基づき事業評価を行うものとする。

(会計区分)

第9条 乙は、指定管理業務に関して、本社経理等他の事業経理と別途に会計を設け経理を明確にしなければならない。

2 乙は、指定管理業務に関する会計の帳簿を作成し、指定期間終了後も、適切に保管するものとし、甲が求めた場合は、当該帳簿を甲の閲覧に供するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、指定管理業務の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、改ざん、損傷等を防止するために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第11条 乙は、指定管理基本協定を締結したことにより生じる権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(再委任等の禁止)

第12条 乙は、指定管理業務の全部又は一部の業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、指定管理業務の一部の第三者への委任又は請負について、予め書面により甲の承認を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書きの規定により指定管理業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、当該委任先又は請負先に実施協定、指定管理基本協定、年度協定、公募設置等指針等、公募設置等計画等及び年度事業計画書の内容を遵守させるものとし、これらの内容の不遵守若しくは当該委任先又は請負先の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

(甲の指定管理基本協定の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対して書面により通知した上で、指定管理基本協定及び年度協定を解除することができる。

(1) 乙が自らの責めに帰すべき理由により指定管理基本協定又は年度協定に定める事項を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が指定管理基本協定、年度協定又は関係法令等の条項に違反し、かつ、

甲が相当の期間を定めて催告しても、当該違反の状態が解消されないとき。

(3) 事業評価の結果、乙の業務の水準が、実施協定、指定管理基本協定、年度協定、公募設置等指針等、公募設置等計画等及び年度事業計画書の内容を満たしていない場合に、甲が、乙に必要な改善措置を講じるように是正勧告を行い、それでも改善が見られないとき。

(4) 乙が協定を履行する上で必要とされる資格の取消し又は停止を受けたとき。

2 前項の規定により指定管理基本協定及び年度協定を解除したときは、乙は甲に対して年度協定に規定する指定管理料の100分の10に相当する金額を違約金として支払わなければならない。

3 甲は、第1項に定める場合を除き、指定期間中は指定管理基本協定及び年度協定を解除することができない。

(乙の指定管理基本協定の解除)

第14条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、甲に対して書面により通知した上で、指定管理基本協定及び年度協定を解除することができる。

(1) 甲が自らの責めに帰すべき理由により指定管理基本協定又は年度協定に定める事項を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 甲が指定管理基本協定、年度協定又は関係法令等の条項に違反し、かつ、乙が相当の期間を定めて催告しても、当該違反の状態が解消されないとき。

2 前項の規定により指定管理基本協定を解除したときは、甲は乙に対して年度協定に規定する指定管理料の100分の10に相当する金額を違約金として支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定める場合を除き、指定期間中は指定管理基本協定及び年度協定を解除することができない。

(損害賠償)

第15条 指定管理基本協定の履行に当たり、乙の責めに帰すべき事由により、乙に生じた損害又は乙が甲若しくは第三者に及ぼした損害は、乙がすべて負担するものとする。

(情報公開)

第16条 乙は、指定管理業務に係る情報の公開について、加古川市情報公開条例(平成10年条例第27号)の規定に準じ、必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第17条 乙は、指定管理基本協定の履行に当たって、業務上知り得た内容を第三者に漏らし、また、自己の利益のために使用してはならない。指定期間終了後も同様とする。

(行政手続)

第18条 乙は、指定管理基本協定の履行にあたって、その範囲において加古川市行政手続条例（平成9年条例第1号）の規定に準じ、適正に処理しなければならない。

(事故発生時の報告等)

第19条 乙は、日岡山公園内で事故等が発生した場合等には、直ちに必要な措置を行うとともに、甲へ報告を行うものとする。

(備品類の取扱い)

第20条 甲が配置している備品類は、現状有姿にて、乙に無償で貸与することとする。

2 乙は、前項の規定により貸与を受けた備品類について、第三者に譲渡及び転貸をしてはならず、破損や不具合等が生じたときは速やかに甲に報告するものとする。

3 乙は、貸与を受けた備品のメンテナンス、修理を行うものとする。

4 配置している以外の備品で、乙が管理業務の遂行のために必要とするものは、乙が調達するものとする。なお、乙が本施設の管理のために調達した備品の寄附については、甲と乙の間で協議の上、決定するものとする。

(施設の維持補修等)

第21条 指定管理業務に係る施設・設備・備品等の維持補修等は乙が実施し、1件あたりの金額が50万円以上の修繕費がかかる維持補修等については、甲乙協議のうえ、実施するものとする。なお、施設の修繕計画等に基づく特定の施設の大規模修繕等については、甲の負担とする。

(自動販売機の設置)

第22条 乙は、指定管理業務の自主事業として、自動販売機を設置しなければならない。

2 自動販売機の設置にあたり、乙は設置管理許可の申請を行い、甲が許可するものとする。

3 自動販売機の設置許可期間は、令和9年4月1日から1年間とし、乙からの更新申請は2回まで可能とする。4年目は、改めて設置管理許可申請を提出し、甲の許可を受けることとする。以後同様の取扱いとする。

4 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、乙の負担とする。

- 5 自動販売機の設置場所並びに設置面積及び設置台数は、年度協定に定めるものとする。
- 6 自動販売機の設置許可使用料単価は、●●●円／㎡・年とする。
- 7 乙は、自動販売機売上の●●%の額を指定管理会計に繰入するものとする。なお、算出した額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(リスク分担及び保険の付保)

第23条 指定管理業務に関するリスク分担については、別紙4に示す指定管理業務に係るリスク分担表のとおりとする。

- 2 乙は、指定管理業務の実施に必要な保険に加入するものとする。乙が加入する保険は、別紙5のとおりとする。

(目的外使用許可の取扱い)

第24条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づく目的外使用許可については、指定管理者が行うことはできないことから、必要に応じて甲に取次ぎを行うものとする。

(複数の企業により指定管理業務を行う場合)

第25条 乙は、指定管理業務を複数の企業(以下「構成企業」という。)で行う場合、構成企業は甲に対して行う指定管理基本協定に基づくすべての行為について、代表者を通じて行わなければならない。

- 2 構成企業は、指定管理基本協定に基づく義務を連帯して負うものとする。

(暴力団等の排除に関する事項)

第26条 乙は、指定管理業務の実施にあたり、加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第1号)を遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第27条 指定管理基本協定に関する紛争は、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指定管理基本協定の改定)

第28条 甲は、指定管理業務に関し事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議のうえ、指定管理基本協定を改定することができる。

(協議)

第29条 指定管理基本協定に定めのない事項及び指定管理基本協定に関し疑義が

生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(年度協定)

第30条 指定管理基本協定の発効により、当該事業年度における事項については、別に年度協定を締結する。

指定管理基本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

年 月 日

甲 加古川市加古川町北在家2000番地
加古川市
加古川市長

乙 (構成企業)

(代表者)

別紙2 管理の対象となる施設の細目

※乙の提案に応じて、公募設置等指針等及び公募設置等計画等をもとに別紙を作成・添付

別紙3 業務の細目

(1) 維持管理業務

保守管理業務	・公園施設全般に係る機能及び安全性の法定点検や日常点検等を行う。
清掃業務	・公園内の清掃を行い、清潔・快適を保つ。
植栽管理業務	・芝生、中低木、高木、草地、花壇等の管理を行い、美観・居心地を保つ。
修繕業務	・公園施設の修繕を行う。

(2) 運営業務

案内業務	・公園利用者等に対し、施設の内容及び利用方法等を案内・説明する。
行為許可業務	・加古川市都市公園条例（以下「都市公園条例」という。）で規定する行為の許可を都市公園条例及び都市公園条例施行規則等に基づき適切に行う。
利用料金の收受等に関する業務	・行為許可に伴う利用料金の收受を行う。なお、この利用料金は、指定管理者の収入とする。
広報業務	・ホームページの作成及び運用、パンフレットの作成、配布等の広報活動を行う。
総務業務	<ul style="list-style-type: none"> ・公園利用者等からの苦情又は提言を受け付け、対応する。 ・公園内を巡視し、安全又は効果的な利用について利用者に指導・助言を行う。 ・事故等の予防に努め、事故等があった場合には負傷者の保護のほか適切な措置等を行う。 ・災害発生時において、利用者の安全確保等の対応を行う。 ・職員の教育・研修を行う。 ・指定管理業務に係る経理を行う。 ・事業計画書・事業報告書等を作成する。
公園協議会の組成・運営業務	・公園協議会を組成し、公園利用者の利便向上を図ることを目的に運営を行う。
引継ぎ業務	・本市からの事務の引継ぎ及び後任の指定管理者等に対して、業務の引継ぎを行う。
指定事業	・花とみどりのフェスティバル、桜のお花見時期の警備、桜の樹勢回復、ライトアップを行う。

(3) 自主事業

自主事業	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の責任において、「日岡山公園周辺地区まちづくり構想」に掲げるまちづくりコンセプト、事業計画等に合致した事業を行う。 ・自動販売機の設置管理を行う。
------	--

※乙の提案に応じて別紙を作成・添付

別紙4 指定管理業務に係るリスク分担表

項目	内容	本市	指定管理者
法令変更	施設の管理運営に関する変更		協議事項
	指定管理者自身に関する変更		○
税制変更	消費税（地方消費税を含む）率等の変更		協議事項
	法人税・法人住民税率等の変更		○
	上記以外のもの		協議事項
物価変動及び金利変動	収支計画に多大な影響を与える経費増		協議事項 ※光熱水費の高騰については表外参照
	上記以外のもの		○
事業の延期・中止	本市の事情による事業の延期	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による事業の延期・中止		○
債務不履行	本市の帰責事由による協定内容の不履行	○	
	指定管理者の帰責事由による業務または協定内容の不履行		○
第三者損害賠償	本市の帰責事由により損害を与えた場合	○	
	指定管理者の帰責事由により損害を与えた場合		○
	上記以外のもの		協議事項
警備リスク	指定管理者の警備不備に関するもの		○
資料等の損失	本市の帰責事由によるもの	○	
	指定管理者の帰責事由によるもの		○
情報の安全管理	本市の責任に帰すべき事由による個人情報等の漏えいによる賠償費用	○	
	指定管理者の責任に帰すべき事由による個人情報の漏えい		○
施設の瑕疵責任	施設・設備に瑕疵が発見された場合に関するもの	○	
事業終了時	指定期間の終了又は期間途中での業務廃止の場合における原状復帰及び指定管理者の撤収及び引継ぎに要する費用		○
周辺地域・住民及び公園利用者への対応	本事業に関するもの	○	
	地域との協調		協議事項
	指定管理業務に関するもの		○
不可抗力	不可抗力（自然災害、戦争、暴動等）に伴う施設・設備の修復にかかる経費の増加	○	
	不可抗力（自然災害、戦争、暴動等）に伴う管理運営内容の変更、中止		協議事項

※光熱水費の高騰による影響については、原則として下記により本市が負担する予定です。

なお、下記基準は現時点のものであり、今後変更される可能性があります。

<基準>

消費者物価指数（総務省統計局）中「光熱・水道」の品目別価格指数について、収支計画の提案年度の9月と当該年度の9月の指数を比較し、10%以上の上振れ変動があった場合

<負担額算定方法>

$$〔負担額〕 = ①〔光熱水費不足額〕 - ②〔控除額〕$$

$$①〔光熱水費不足額〕 = 〔光熱水費決算見込額〕 - 〔光熱水費予算額〕$$

$$②〔控除額〕 = 【〔歳出予算総額〕 - 〔精算項目予算額〕】$$

$$\times 〔消費者物価指数総合指数変動率〕 *$$

*：消費者物価指数（総務省統計局）総合指数について、収支計画の提案年度の9月と当該年度の9月の指数を比較した上振れ変動率（小数点以下第四位四捨五入）

別紙5 乙が締結する保険契約

※乙の提案に応じて別紙を作成・添付

※次の保険に加入してください。

- ・施設管理に係る賠償責任保険
- ・第三者賠償責任保険
- ・その他、乙が指定管理業務の実施に必要と考える保険